

告 示

埼玉県告示第千二百十六号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、道路台帳整備）

三 作業地域

羽生市桑崎地内外

四 作業期間

令和六年十月十八日から令和七年三月三十一日まで